

広島県青少年健全育成審議会の会議の公開方針 改正（案）

（趣旨）

第1条 知事が所管する附属機関等の会議の公開に関する規則（平成13年広島県規則第75号。以下「規則」という。）第2条第3項の規定により広島県青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の公開方法及び非公開とする事項について定める。

（会議の公開方法）

第2条 会議の公開は、傍聴及び議事録の閲覧による。

（会議の傍聴）

第3条 会議の傍聴は、会場に傍聴席を設けることにより行う。

2 広島県青少年健全育成条例第28条第1項、第29条第1項、第30条第1項又は第31条第1項に規定する事項を調査審議する場合は、非公開とする。

（議事録の閲覧）

第4条 会議の議事録の閲覧は、行政情報コーナーへの配架及び広島県ホームページへの掲載により行う。

2 広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第10条に規定する不開示情報が含まれる事項については、非公開とする。

（実施規定）

第5条 この方針に関し必要な事項は、規則及び知事が所管する附属機関等の会議の公開に関する事務処理要領の規定によるもののほか審議会が別に定める。

附 則

この方針は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和〇年〇月〇日から施行する。

広島県青少年健全育成条審議会の会議の公開方針 改正（案） 新旧対照表

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(趣旨) 第1条 知事が所管する附属機関等の会議の公開に関する規則（平成13年広島県規則第75号。以下「規則」という。）第2条第3項の規定により広島県青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の公開方法及び非公開とする事項について定める。</p> <p>(会議の公開方法) 第2条 (略)</p> <p>(会議の傍聴) 第3条 (略)</p> <p>(議事録の閲覧) 第4条 (略)</p> <p>(実施規程) 第5条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則 この方針は、令和〇年〇月〇日から施行する。</p> | <p>(趣旨) 第1条 知事が所管する附属機関等の会議の公開に関する規則（平成13年広島県規則第75号。以下「規則」という。）第2条第3項の規定により広島県青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）<u>及び部会</u>の会議（以下「会議」という。）の公開方法及び非公開とする事項について定める。</p> <p>(会議の公開方法) 第2条 (略)</p> <p>(会議の傍聴) 第3条 (略)</p> <p>(議事録の閲覧) 第4条 (略)</p> <p>(実施規程) 第5条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> |